

b) 施工実績調査

② 配置予定監理技術者調査 2

（上記の配置予定監理技術者調査 1 を提出する場合は不要）

③ 配置予定現場代理人調査

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

④ 建設業の許可を証する書類の写し

⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑥ 資本関係に関する事項等の申告書（業態調査）の写し（平成 28 年 1 2 月以降、宇治市総務部契約課へ未提出の場合又は提出した記載事項に変更がある場合のみ、提出すること。）

⑦ 登記事項証明書の写し（平成 28 年 1 2 月以降、宇治市総務部契約課へ提出した「資本関係に関する事項等の申告書（業態調査）」の記載事項に変更がある場合のみ、提出すること。）

（3）提出部数 1 部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成 30 年 8 月 10 日 午前 9 時から
平成 30 年 8 月 23 日 午後 2 時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
- ・なお、添付書類のファイルサイズが総量で 2 メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成 30 年 8 月 10 日 午前 9 時から
平成 30 年 8 月 23 日 午後 2 時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成 30 年 9 月 4 日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（1）入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（2）配布期間

平成 30 年 8 月 10 日 午前 9 時から
平成 30 年 9 月 12 日 午後 2 時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

（1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（2）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課
FAX 番号：0774-20-8778

（3）質疑の受付期間

平成 30 年 8 月 10 日 午前 9 時から
平成 30 年 9 月 5 日 正午まで

（4）回答

回答については、平成 30 年 9 月 7 日午後 1 時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

平成 30 年 9 月 11 日 午前 9 時から午後 6 時まで
平成 30 年 9 月 12 日 午前 9 時から午後 2 時まで

（2）開札日時

平成 30 年 9 月 13 日 午後 3 時 20 分

8 入札書の提出方法

- （1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- （2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１ 予定価格

本件の予定価格は、７７，６０８，８００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

１２ 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、６４，１６４，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

１３ 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１４ 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の１００分の３相当額の違約金を徴収する。

１５ 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

１６ 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

１７ 支払条件

（１）前払金

前払金は、請負代金の額に１００分の４０を乗じて得た額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

１８ 閲覧

宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成４年宇治市水道事業管理規程第１４号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

１９ その他

（１）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 ６１１-８５０１

所在地 京都府宇治市宇治琵琶３番地

電話番号 ０７７４-２０-８７１６

FAX番号 ０７７４-２０-８７７８

（揭示済）

宇治市公告第４０号

宇治浄水場機械設備更新耐震工事（その２）に係る条件付一般競争入札について

宇治浄水場機械設備更新耐震工事（その２）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

平成３０年８月１０日

宇治市長 山本 正

１ 入札に付する事項

（１）工 事 名 宇治浄水場機械設備更新耐震工事（その２）

（２）工事場所 宇治市五ヶ庄高車地内

（３）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

＜濃縮槽＞

機械据付調整工

濃縮槽機械設備 一式

＜濃縮槽ポンプ室＞

機械据付調整工

濃縮槽ポンプ室機械設備 一式

（４）工 種 機械器具設置工事

（５）工事期間 契約日から平成３１年３月１５日まで １７７日間

（６）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（２）宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。

（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を機械器具設置工事業について受けている単体企業であること。

（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３

第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け
ており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における機械器具設置工事の総
合評価値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、
有効なものでなければならない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 技術者として計画浄水量20,000m³/日以上以上の浄水場における機械設
備更新工事施工実績（過去10年以内及び元請）を有し、3か月以上の雇用
関係にある監理技術者を配置し得ること。

② 会社として計画浄水量20,000m³/日以上以上の浄水場における機械設備
更新工事施工実績（過去10年以内及び元請）を有すること。

（10）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得るこ
と。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（11）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得るこ
と。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提
出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加
資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

a) 配置予定監理技術者調書1

b) 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書2

（上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要）

③ 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

④ 建設業の許可を証する書類の写し

⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し

⑥ 資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の写し（平成28年12月
以降、宇治市総務部契約課へ未提出の場合又は提出した記載事項に変更があ
る場合のみ、提出すること。）

⑦ 登記事項証明書の写し（平成28年12月以降、宇治市総務部契約課へ提
出した「資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）」の記載事項に変更
がある場合のみ、提出すること。）

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」
という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から
午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成30年8月10日 午前9時から

平成30年8月23日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」と
いう。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、
添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着
させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下
「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで
及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成30年8月10日 午前9時から

平成30年8月23日 午後2時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果
を通知する。

① 審査結果は、平成30年9月4日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書
を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めな
い。

5 設計図書の配布

（1）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロー
ドすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワード
を入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書
の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部
契約課へ問合せの上、入手すること。

（2）配布期間

平成30年8月10日 午前9時から

平成30年9月12日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

（1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX 番 号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成30年8月10日 午前9時から

平成30年9月5日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成30年9月7日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

平成30年9月11日 午前9時から午後6時まで

平成30年9月12日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成30年9月13日 午後4時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、62,169,120円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、51,807,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX 番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第41号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成30年8月16日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

平成30年度第10号

2 関係書類の縦覧期間

平成30年8月16日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 市民環境部 農林茶業課

(揭示済)

選挙管理委員会**宇治市選挙管理委員会告示第20号**

選挙人名簿の登録を行う日について

平成30年9月1日が地方公共団体の休日に当たるため、同月の定時登録を行う日を同月3日とします。

平成30年8月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第21号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

平成30年8月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 平成30年8月9日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 平成30年9月3日（月） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 平成30年10月11日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(揭示済)

農 業 委 員 会**宇治市農業委員会公告第8号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第15回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成30年8月31日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 平成30年9月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
 - 5 専決事項の報告
 - 6 その他

公 営 企 業**宇治市上下水道事業告示第9号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次

のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成30年8月31日

宇治市長 山本 正

供用及び処理 開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の 合流式又は 分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成30年 8月31日	木幡南山の一部	分流式	宇治市木幡 北島地内 東宇治浄化 センター
平成30年 8月31日	宇治矢落の一部、広野町 大開の一部・宮谷の一部	分流式	八幡市八幡 焼木一番地 洛南浄化 センター